

定 款

一般社団法人日本再生住宅協会

令和5年12月1日 作

成

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本再生住宅協会と称する。

第2条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を愛知県豊田市に置く。

第3条（目的）

当法人は、全国的に広がる空き家問題に対する解決を図り、中古戸建て住宅のリノベーション並びに住宅の流通を促進することを目的とする。その目的に資するため次の事業を行う。

1. 住宅の再生及び品質評価に関する事業
2. 住宅流通に関するガイドラインの作成
3. 住宅の再生及び流通に対する啓蒙活動
4. リフォーム業者に関する基準の作成
5. 住宅に関するポータルサイトの作成、運営
6. 住宅に関する講座の企画、運営
7. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

第4条（公告の方法）

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

第5条（入社及び除名）

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、総社員の承認を得るものとする。
- 3 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等除名にすべき正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

第6条（社員の資格喪失）

社員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退社したとき。
- ② 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- ③ 総社員が同意したとき。
- ④ 除名されたとき。

第7条（退社）

社員は、いつでも退社することができる。

第8条（経費等の負担）

社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社長総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第3章 社員総会

第9条（社員総会）

当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第10条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第11条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

第12条（議決権）

社員は、各1個の議決権を有する。

第13条（決議）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第14条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

第15条（理事の員数）

当法人は、理事を1名以上置く。

第16条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第17条（選任）

理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

第18条（代表理事の選定及び職務権限）

理事を2名以上置いた場合、理事の互選により代表理事を1名定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

第19条（解任）

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第5章 計算

第20条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

第21条（剰余金の分配の禁止）

当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第22条（残余財産の帰属）

当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附則

第23条（設立時の理事及び代表理事）

当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事

桑原広之進

設立時代表理事

愛知県豊田市勘八町勘八272番地

桑原広之進

第24条（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）

設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

愛知県豊田市勘八町勘八272番地

桑原広之進

名古屋市中川区服部二丁目505番地の6

大畑護

第25条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年9月末日までとする。

第26条（基金）

当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を代表理事において別に定めるものとする。
- 4 その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、代表理事において別途規程を定め、これに従うものとする。

第27条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法及びその他関連する法令に従うものとする。

以上、当法人の定款に相違ないことを証するため記名押印する。

令和 年 月 日

一般社団法人日本再生住宅協会

代表理事 桑原広之進 ⑩